

ワークショップ教材

知らないからこそ

LET'S DISCUSS
with EACH OTHER

series
#02

話し合おう!

「刑務所」のこと



はじめに Introduction

目 本には、刑務所、少年刑務所、拘置所、それらの支所もあわせると、182もの刑事施設があります(2020年4月現在)。日本中、どの都道府県にも、必ず刑事施設があります。ひょっとすると、あなたが暮らしている場所のすぐ近くにもあるかもしれません。にもかかわらず、「刑事施設」は、きっと多くの市民にとって、遠い存在でしょう。それは、「刑事施設が高い塀に囲まれているから」「都市部から離れた場所にあることが多いから」といった物理的な距離だけではなく、「ふだん生活をしていくうえでかわりが薄い」という意味で、遠い存在なのではないでしょうか。

しかし、刑事施設に収容されている人々も、もともとは私たちと同じように、施設の外の社会の一員として暮らしていました。そして、その人々の圧倒的多数は、いつか施設から出て、また私たちが暮らす社会に戻ってきます。

どんな背景があって刑事施設に入ることになったのか。どのような過程を経て私たちの暮らす社会に戻り、どうやったら社会の一員としてやり直していくことができるのか。それは、彼ら自身の問題であると同時に、受け入れる側の社会、つまり、私たち自身の問題でもあるといえるでしょう。

この教材では、刑事施設のなかでも、とくに「刑務所」をとりあげています。教材で使用している写真は、特別な許可を得て撮影したのですが、撮影した大学生の若者たちは、多くの皆さんと同じように、撮影に行くまでは刑務所についてほとんど何も知りませんでした。写真や、受刑者のエピソードなどの具体的な素材をとおして、今まで抱いていた抽象的な刑務所イメージの枠からちょっと抜け出し、刑務所のあり方、そして刑務所・受刑者を取り巻く社会のあり方について、考えていただけることを願っています。

2021年7月

CrimelInfo 代表 田鎖 麻衣子



Index もくじ

使い方・すすめ方	01
用語解説	04
ワーク1 / ブレインストーミング「刑務所のイメージは？」	06
ワーク2 / 写真で知り・考える日本の「刑務所」	09
ワーク3 / クイズで知る日本の「刑務所」	15
ワーク4 / エピソードで知る受刑者のこと	20
ワーク5 / 学んだことの整理・よりよい社会に向けて	26
ワーク6 / 発展:社会の取り組みを知る	28

※この教材では、刑事施設の中でも特に「刑務所」について扱います(P5参照)。

構成

- 本教材には、6つのワークが収められています。
- それぞれ、単体でも使えるようになっていますが、できるだけワーク1をはじめに、ワーク6を最後に行うようにしてください。
- 対象者や所要時間、ねらいに沿って、自由に組み合わせて活用してください。

ねらい

- 刑務所の現状について知る。
- 受刑者はどんな背景があって刑事施設に入ることになったのかを知る。
- 受刑者はどのような過程を経て私たちの暮らす社会に戻り、どうやったら社会の一員としてやり直していくことができるのかを考える。

対象年齢と人数

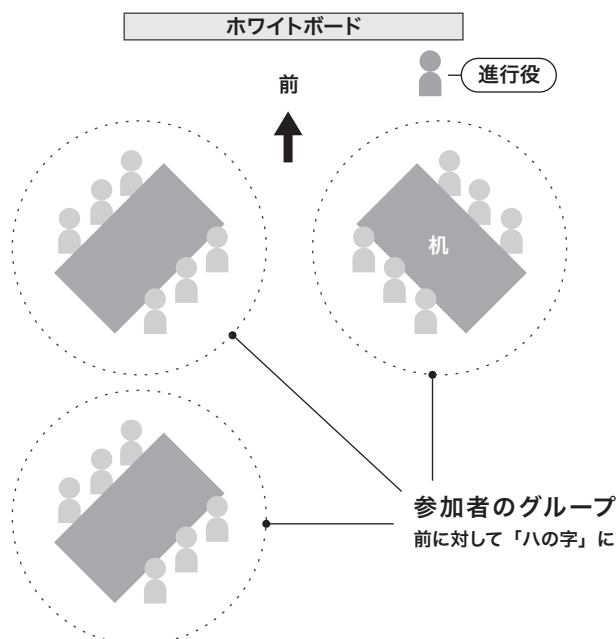
- 本教材の対象は中学生以上を想定しています。
- 参加者の人数は、15～40名を想定して作成しています。

参加型学習について

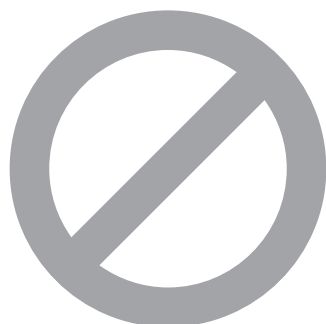
- 本教材は、すべて、参加型学習(アクティブ・ラーニング)形式ですすめるものです。参加者同士が対話しながら、学習の過程(プロセス)で気づきや学びが生まれるように作成しています。「正しいひとつの答え」があるわけではないので、「答えに導く」ことよりも、学習の過程を重視してください。
- 参加型学習をすすめる上で重要なのが、参加者全員が安心して話せる環境をつくることです。最初に、「話したくないことは話さなくてよい」、「他の人の意見を否定しない」、「話されたことは、この場にとどめておく」などの約束をつくり、確認したうえで学習を始めてください(P2-3参照)。確認した約束は、会場の見えるところに貼り出して、常に意識してすすめると良いでしょう。
- 進行役(ファシリテーター)は、参加者が意見を出しやすい雰囲気をつくるよう、心がけましょう。参加者同士が、上下関係をつくることなく、他者の意見に耳を傾け、自分の意見を表明できるよう、まずは進行役がそのような態度で参加者に接してください。

教室のレイアウトについて

- 教室の中は、全員が前を向く「講座形式」ではなく、机を囲んでグループワークができる形(下図参照)にレイアウトしてください。



PROMISE



否定しない

PROMISE



話したくないことは
話さなくてOK

PROMISE



話を聴く

PROMISE



話されたことは
この場に留める

刑事事件

国家による刑罰法令の適用・実現に関して裁判所が取扱う事件を刑事事件といいます。

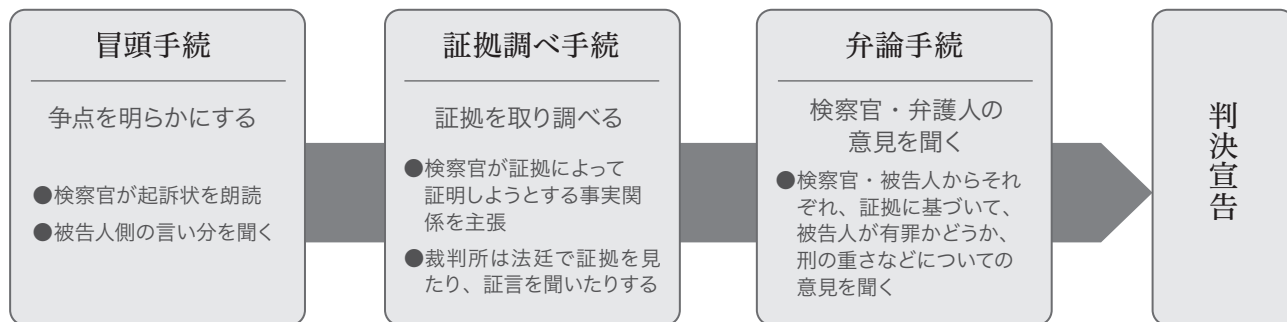
捜査機関は、「犯罪が発生したのではないかと考えると、捜査を始めます。捜査を主に担うのは警察ですが、検察も担当します（なかには、検察が独自に捜査を行う事件もあります）。捜査を進めるなかで、「犯罪をしたのではないかと疑われる人が出てきます。この人を「**被疑者**」といいます（テレビや新聞の報道では「**容疑者**」と呼ばれます）。

検察官は、捜査の結果をふまえ、被疑者を起訴するかどうか、つまり、裁判所に対して、その事件について審理・裁判するように求めるかどうかを決めます。**起訴猶予**といって、犯罪の嫌疑があると判断する場合でも、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況により、起訴しないこともできます。また、起訴の大半は、簡易な書面審理で刑（100万円以下の罰金または科料）を言い渡すよう求める略

式命令請求で、公開の法廷（公判）での審理を求める**公判請求**は3割程度です（「令和2年版犯罪白書」より）。起訴されると、被疑者は「**被告人**」と呼ばれ、検察官と並んで、刑事裁判の当事者になります（報道では「**被告**」と呼ばれます）。被疑者・被告人は、捜査機関と比べれば証拠を収集する能力も弱く、法律の知識もないのが普通です。そこで被疑者・被告人の権利・利益を守るため援助をするのが**弁護人**です。

公判では、検察官と被告人側の双方が、それぞれの主張を行い、証拠の取調べを請求します（被告人が有罪であることを証明する責任は、検察官にあります）。裁判所は、証拠を取調べた結果、被告人が有罪だと判断すると、あわせて刑罰の重さも決めます（下図参照）。人の死に関わるような一定の重大な事件では、裁判員裁判が行われます。

刑事公判手続の流れ



民事事件

貸したお金を返すよう求める、土地や建物の明渡しを求める、事故により被った損害の賠償を求めるなど、市民相互の間の権利義務に関する争いを対象として、裁判所で行われる手続です。

なかには、国に損害賠償を求める事件のように、国や地方自治体が当事者になる事件もあります。

込みです）。

なお、懲役・禁錮・罰金の刑を言い渡しても、法定の要件をみたまず場合には、その執行を一定の期間、猶予することができます。これを執行猶予といい、「刑の全部の執行猶予」と「刑の一部の執行猶予」とがあります。「刑の全部の執行猶予」は、刑を言い渡す際、文字どおり刑の全部の執行を猶予し、猶予期間を無事に経過したときには、刑の言い渡しの効力が失われる制度です。他方、「刑の一部の執行猶予」は、刑を言い渡す際、その一部についてだけ執行を猶予するものです。例えば、懲役2年の刑のうち、6か月の刑の執行が猶予されると、まず、1年6か月の懲役刑の執行を受け、残る6か月の刑の執行は猶予されます。いずれの執行猶予も、裁判所の判断により、あるいは、法律の規定によって必ず、**保護観察**（☞P23参照）に付されることがあります。

刑罰の本質については、犯罪により生じた害悪に対する応報とみる考え方、再犯防止の手段とみる考え方など様々あります。現代では、応報の考え方を基本とし、犯した罪に対する責任に見合った刑の重さの範囲内で、本人の再犯防止や、一般の人々による犯罪の予防も合わせて考慮するという考え方が一般的です。

刑罰

犯罪を行った者に科せられる制裁。日本の刑法では、刑罰を「刑」と呼びます。

刑の種類には、生命を奪う「**死刑**」、拘禁して自由をはく奪する自由刑としての「**懲役**」（無期懲役と、最長で30年までの有期懲役）・「**禁錮**」（懲役では義務付けられる作業に従事する必要がない）・「**拘留**」（期間が1日以上30日未満と短く、作業を科されない）、財産をはく奪する財産刑としての「**罰金**」・「**科料**」等があります（今後、自由刑については刑法が改正され、懲役と禁錮は一つの刑に統合される見

刑事施設

刑事施設は、裁判の結果、懲役・禁錮・拘留の刑に処せられた人(受刑者)や、身体を拘束された被疑者・被告人、死刑の判決が確定した人(死刑確定者)などを収容する施設です。刑事施設には、以下の3種類があります。

1. 刑務所
2. 少年刑務所
3. 拘置所

2020年4月1日現在、刑事施設は、本所が75庁(刑務所61庁(社会復帰促進センター4庁を含む)、少年刑務所6庁、拘置所8庁)、支所が107庁(刑務支所8庁、拘置支所99庁)となっています(「令和2年版犯罪白書」より)。この教材では、刑事施設の中でも特に「刑務所」について扱います。

刑務作業

作業には、生産作業、自営作業、社会貢献作業、職業訓練の4種類があります。

- ①生産作業：物品を製作する作業・労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種があります。
- ②自営作業：刑事施設内の炊事、清掃、介助、施設の建物の修繕等の作業。
- ③社会貢献作業：労務を提供する作業で、公園等の除草作業など、社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業です。もっとも、2019年度に社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、37庁・465人(「令和2年版犯罪白書」より)と、受刑者全体から見ると、まだ少ないのが実情です。
- ④職業訓練：受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるための訓練。2019年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、介護福祉科等の合計50種目の職業訓練が実施され、1万2,679人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技工士、情報処理技術者等の資格又は免許の取得者は7,572人でした(「令和2年版犯罪白書」より)。また、

1. 刑務所

刑務所は、主に懲役・禁錮の受刑者を収容します。受刑者の大多数を占める懲役受刑者には作業(刑務作業ともいいます)を行う義務が課されています。禁錮受刑者には作業は義務付けられていませんが、希望すれば作業に従事することができ、実際に禁錮受刑者の多くは作業に従事しています。

2. 少年刑務所

少年刑務所は、受刑者のなかでも26歳未満の若年者を対象とする施設で、被収容者のほとんどは20歳以上の成人受刑者です。

3. 拘置所

拘置所は、主に被疑者や被告人を収容する施設です。つまり、起訴される前の人、起訴され、これから裁判を受ける人や現に裁判を受けている人たちが中心です。死刑確定者も拘置所(拘置支所)に収容されます(全国で7か所)。また、拘置所にも受刑者がいて、炊事・洗濯・清掃などの自営作業を行います。

2019年に出所した受刑者のうち、職業訓練を受けた人は約19.4%でした(2019年矯正統計年報より算出)。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分ですが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させることもあります(外部通働作業)。

外部通働作業の運用に当たっては、GPS機器が利用されています。2020年3月末日現在、外部通働作業を実施しているのは、4庁・4人(「令和2年版犯罪白書」より)と、とても限られています。

Column

少年に対する手続

少年は、成長・発達の過程にあり、未成熟で、適切な働きかけによって成人以上に大きく変化するという特徴があります。そのため少年法は、年齢が20歳未満の者を「少年」とし、その健全な育成をはかるという理念のもと、少年を原則として刑罰の対象とはせず、成人とはまったく異なる取り扱いを定めています。

少年は、犯罪や刑罰法令に触れる行為をした場合だけでなく、性格や環境に照らして、将来、罪を犯したり刑罰法令に触れたりする行為をするおそれのある場合(虞犯)にも、「非行」のある少年として、家庭裁判所での手続の対象となります。

家庭裁判所では、まず調査を行います。少年本人はもちろん、保護者や関係者についても、医学・心理学・教育学・社会学など

の専門的知識をいかした科学的調査が行われます。少年が一定の重大な罪を犯し、刑事処分が相当だと判断すると、事件を検察官に送致します。さらに、審判の結果、非行があったと認めると、少年を保護処分に付します。保護処分には、①保護観察、②児童自立支援施設・児童養護施設への送致、③少年院への送致、があります。少年院は、「矯正教育」といって、刑罰ではなく教育を行う場所ですが、成人なら刑務所に行かずに済むような事件でも、少年であれば少年院に送致されることもあります。

なお、2021年の少年法改正によって、18歳・19歳は「特定少年」と位置付けられ、虞犯の対象から除外される、検察官送致の対象事件の範囲が拡大するなどしました。これに対しては、子どもの教育や支援に携わる人々など各方面から、健全育成の理念が損なわれてしまうのではないかと懸念が表明されています。

ワーク

1

ブレインストーミング「刑務所のイメージは？」

みなさんは、「刑務所」と聞いてどんなことを思い浮かべるでしょう？
 どんなことを知っていますか？どんなイメージを持っているでしょう？
 自由にイメージを出し合って、関心を高めます。

ねらい

- 刑務所について興味・関心を持ち、その後続くテーマや議論への導入とする。
- 刑務所について知っていること・知らないこと・先入観などを可視化する。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- 模造紙(グループ数分)
 - 付箋紙(正方形のものをグループに1冊)
 - 筆記用具
- ※オンラインで実施する場合はGoogle Jamboardなどの掲示板機能を活用できます。

所要時間

- 30分～

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> • ファシリテーターは「今日はこれから刑務所について考えます」と、全体に伝える。 • 約束の確認をする。「みんなが安心して参加するためにいくつかの約束があります。前に貼っておくので、確認しながらすすみましょう」と言って、一つひとつ説明し、理解したかどうかを確認する。 	約束シート (P2-3)
個人作業 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> • 「刑務所」と聞いて思いつくもの、知っていること、イメージを、付箋紙にたくさん書き出す。 	付箋紙 筆記用具
グループワーク (15分)	<ul style="list-style-type: none"> • それぞれが書き出した付箋紙を小グループで発表しながら模造紙の上に貼っていく。似たものがあれば傾向をまとめる。 • 新たに思いついたことがあれば付箋紙に書いて加えていく。 	模造紙 付箋紙
全体共有 ふりかえり (10分～)	<ul style="list-style-type: none"> • グループでの話し合いの内容と、イメージを出してみて気づいたこと、傾向や特徴を全体に共有する。 • ファシリテーターは「そのイメージはどこから生まれたのか？」と問いかける。また、これから刑務所の「実際」を写真やクイズ、資料を読んで学んでいくことを伝える。 	

刑務所と聞いて、思いつくこと・知っていること・イメージ

逮捕 刑務所 網走刑務所 規則
 作業 障がい者 累犯 処罰
警察 点呼 律 犯 死刑番号
 罪を犯した人が再生するところ
 ショーシャンクの空に 集団行動 犯罪 高齡化 自由の拘束
 怖い 保釈 懲役 島 キツイ 収容
 生きていくために 入りたい人も 何の罪で だるうの？
脱獄 非人道的 髪の毛そられる

Column イメージのBefore/Afterを比べてみよう

学習の前 (Before) と後 (After) で参加者が「刑務所」に持つイメージはどのように変化するでしょうか？ 余裕があれば、学習の最後に再び「イメージ」を尋ねてみましょう。

教材作成中に実施したお試しワークショップ (2021年6月9日実施) の参加者の持つイメージには、こんな変化がありました。それまで抱いていた抽象的な刑務所イメージの枠から抜け出し、より具体的で、社会の役割に目を向けた言葉が増えたことが読み取れます。

前/Before

後/After

社会の裏側、人権、社会復帰、高齢者、依存、再犯、再出発するための施設、高齢化している、女性・医療などの種類がある、少年院、病院、仕事、男性と女性の刑務所に違いがある、有罪=刑務所ではない、時代の変化に対応できていない、悪循環、社会全体の責任、社会のゆがみ、福祉や教育との関わり、更生、依存症、多様な収容者、福祉の敗北、怖い、狭い、自由がない、人命、生い立ち



多くの人は足を踏み入れたことのない「刑務所」。そのイメージは映画やドラマ、あるいは、マスメディアの報道によって形作られたものが多いのではないのでしょうか。

ワーク1は導入のワークなので、「正しい」情報や知識にこだわらず、参加者が持っているイメージを、誤解や偏見も含めて自由に出してもらいます。付箋紙に書き出すうちに、何を知っていて、何を知らないのか、これまでどれほど「刑務所」について考えたことがあるのか、考えたことがないのかを、参加者自身が気づくことができるでしょう。

もしも、補足で説明をした方が良さそうな場面があれば、以下を参考に「簡単に」情報提供をしてください。このワークでは、参加者が「もっと知りたい」と関心を高めることができれば十分です。

罪の重さで部屋が違う？

刑の長さや罪名によって居室が違うということはありません。ただ、具体的にどの刑務所に収容されるかは、実際に執行される刑の長さ（10年以上か、10年未満か）と、犯罪傾向が進んでいるかどうか、26歳未満かどうかなどによって分かります（ただし、女性の場合、受刑者総数が少ないため、一つの刑務所に刑期や犯罪傾向、年齢にかかわらず様々な受刑者が収容されます）。

刑務所には通常、単独室と共同室がありますが、共同室では、刑期も罪名も違う人たちが同じ部屋で寝起きし、そこから工場に出て作業するなどして共同生活を営みます。

ポストンバッグひとつで出所する？

法律上、受刑者による使用・摂取が認められる物は、各受刑者が保管します（「保管私物」といいます）。私物の多さは人によって異なりますし、差入や自費による購入で量が増えたりもしますが、保管私物は施設ごとに保管方法のほか、限量が決まっています。限量を超える物は施設に管理してもらう（「領置」といいます）こともできますが、領置物にも限量があります。そこで、保管私物も領置物も、限量を超えるときには、親族などへの交付や、廃棄を求められることになります。

ワーク2の写真で、私物がどのように保管されているのか見てみましょう。

みんな同じ服？同じ髪型？

受刑者は、貸与または支給される、決められた作業衣・居室衣・寝衣（パジャマ）を着なくてはなりません（これとは別に「運動着」がある施設もあります）。

受刑態度の評価に基づいて「第一類」の優遇区分に指定されると、寝衣については自費購入のものを使用することが認められますが、第一類に指定される人は、2020年4月10日現在で1.8%と、ごくわずかです（「令和2年版犯罪白書」より）。

髪型については、女性は「華美にわたることなく、清楚な髪型」とされ、ある程度の自由がありますが、男性の場合は原型刈（頭髪全体を0.2cmの長さに刈る）または前五分刈（前額部は1.6cm、すそ付近は0.2cm）が基本となっています。過去には、男性受刑者（性自認は女性だが、戸籍上は男性の人を含む）が、髪型の強制に対して訴訟も起こしていますが、2021年5月現在、裁判所が違法性を認めた例はありません。

なかなか見ることのない「刑務所」の中の暮らし。
大学生が撮影した写真を見て、話し合いながら、
「刑務所」での生活や規則について知り、考えを深めます。

ねらい

- 受刑者の刑務所での生活を、写真を通して知る。
- 刑務所の規則を知り、なぜその規則があるのか、刑務所の社会的役割について考える。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- 写真セット（1グループにつき2枚ずつ／B5またはA4サイズに出力する）
- 模造紙（グループ数分）
- 資料1（P11～13／1グループにつき1刑務所の資料）
- 資料2「刑務所の日」（P14／人数分またはグループ数分）
- 筆記用具

※オンラインで実施する場合はGoogle Jamboardなどの掲示板機能を活用できます。

所要時間

- 60分

写真の入手方法

写真は、CrimeInfoのウェブサイト (<https://www.crimeinfo.jp/gallery/>) からダウンロードしてご準備ください。これらの写真は、2018年初春、法務省矯正局と各刑事施設の全面的な協力により、東京工芸大学芸術学部写真学科で学ぶ6名の学生が刑務所・拘置所を訪れ、写真撮影したものです。大学生が刑務所・拘置所内で写真を撮影することは、前例がなく、画期的な取り組みでした。

このワークでは、以下の3つの刑務所の写真を利用しますが、ウェブサイトには6施設の写真が掲載されていますので、必要に応じてほかの写真もご利用ください。

📷 セット1 栃木刑務所



📷 セット2 府中刑務所



📷 セット3 東日本成人矯正医療センター



すすめ方		
所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーターは「今日はこれから刑務所について写真を見ながら考えます」と、全体に伝える。 約束の確認をする。ワーク1 (P6) と同様にすすめる。 	約束シート (P2-3)
グループワーク 1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーターは「大学生が刑務所を訪れて撮影した写真を見てみましょう」と、全体に伝え、各グループに写真セット (2枚) を配布する。 ※グループ毎に異なる刑務所の写真セットを配布する。 模造紙の中央に写真を置き、グループで話し合いながら、写真の周りに以下の事柄をどんどん書き出していく。「何をしているところか」「気になったところ」「気づいたこと」「ここで生活している人はどのような人か」等。 	模造紙 筆記用具
全体共有 1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> グループ毎に発表する。 	
グループワーク 2 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーターは、グループが見た写真に該当する解説資料を各グループに配布する。 グループでそれを読み、驚いたことや気づいたこと、もっと知りたいことを話し合う。 ※資料1に出てくる「職業訓練」「刑務作業」等の用語については用語解説 (P4～P5) をご利用ください。 	資料1
全体共有 2 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> グループでの話し合いの内容を全体に共有する。 	
解説・まとめ (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーターは、資料2「刑務所の一日」を配布して、全体に向けて読む。 	資料2
ふりかえり (5分～)	<ul style="list-style-type: none"> グループで、気づいたことや知ったこと、もっと知りたいことを共有する。 	



栃木刑務所(栃木県栃木市)

女性受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く）は、全国に刑務所が5か所、刑務支所が4か所、刑務所の女性収容棟が2か所あります。その中で最大の施設が栃木刑務所で、2019年末現在、471人が収容されています。女性受刑者の施設は数が限られているため、一つの施設に、刑期、犯罪傾向、年齢、国籍など、背景が様々に異なる受刑者がいます。

受刑者の多くは共同室で生活します。男性の刑務所では、居室の窓にカーテンはありませんが、女子刑務所ではカーテンが備え付けられているなど、違いがあります。

受刑者は全体的に高齢化が進んでいます。2019

年に入所した女性受刑者のうち65歳以上は19.2%、30歳未満は10.3%（男性は各々12.2%、14.8%）と、顕著です。

写真を撮った大学生は「平均年齢の高さが特に印象に残っています。中の刑務作業では裁縫や美容師など社会復帰してからも役に立つ専門的なものも行われておりました」と、印象を話してくれました。

1枚目の写真は共同室の様子です。衣類や寝具は提供され、私物（使用が許可されたものに限る）は原則として写真（左/中央奥）にあるスーツケースに収まる範囲のものを室内で保管できます。2枚目は、受刑者が美容師免許取得のための職業訓練を受けている様子です。



グループで、驚いたことや気づいたこと、もっと知りたいことを話し合ってみましょう。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



主に、犯罪傾向が進んでいる26歳以上の男性受刑者を収容する日本最大の刑務所で、2019 年末現在、1,799人が収容されています。

受刑者は、炊事・洗濯・掃除など刑務所内で発生する自営作業や、金属加工や木工などの生産作業といった刑務作業を行います。また、受刑者のなかには、「特別改善指導」といって、「薬物依存離脱指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「就労支援指導」などのプログラムを受講する人もいます。

写真を撮った大学生は「運動場で一番印象に残っているのは、トイレです。府中刑務所は男性のみ収容されているので、立ちながら用をたす便器が8つ横1列にずらっと並んでいました。トイレをする時も監

視される監視社会と便器が放つ存在感に圧倒されました」と、印象を話してくれました。

1枚目の写真は「運動の時間」のために運動場に整列した受刑者の様子です（撮影時は2月）。2枚目は、学生のコメントにあるトイレです。



グループで、驚いたことや気づいたこと、もっと知りたいことを話し合ってみましょう。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



2017年11月に開設された日本最大の医療刑務所で、2019年末現在、319人が収容されています。一般の刑務所では対応できない、専門的な医療を必要とする受刑者を収容し、治療を行っています。

受刑者や拘置所にいる被告人など、刑事施設に収容されている人(被収容者)は、移動の自由を制限されているため、外部社会のように自由に診療を受けることができません。そこで、被収容者の保健衛生や医療については、かれらを強制的に拘禁する国の責任となります。医療費は国が負担しますが、例外的に、「指名医による診療」といって、自費で診療を受けることが認められる場合もあります。

写真を撮った大学生は「撮影してみた印象は刑務所というよりは『病院』の印象が強かったです。さらに入っている人達も高齢の方達がほとんどで、そのために造られた施設であると感じました」と印象を話してくれました。

1枚目の写真は、受刑者が人工透析を受けている様子、2枚目は、受刑者(医療を受ける受刑者とは別に、自営作業に従事する受刑者がいます)が刑務作業を行っている様子です。ここでは、図書の貸し出し、破損した本の修繕、自費購入や差入の本に閲覧許可証を貼るなどの作業を行います。



グループで、驚いたことや気づいたこと、もっと知りたいことを話し合ってみましょう。

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

刑務所の一日

※施設によって異なりますが、以下は標準的な例です。



6:45	起床	洗顔やトイレを済ませ、朝の点検を待ちます。
7:00	点検 朝食	逃走者がいないかどうか人数を確認することが第一の目的ですが、受刑者の様子や顔色を見て、健康状態などを確認することも目的です。受刑者は、居室内の決められた位置に出入り口の方を向かって座ります。号令がかかったら、自分の番号（称呼番号といいます）をはっきりと言い、点検終了の号令がかかるまで同じ姿勢で待ちます。
	着替え 工場へ移動	通常は、工場に向かう途中にある更衣室で居室衣から作業衣に着替えます。この機会に不正な物品の持ち出しや身体の異状の有無を確認するための身体検査が行われます。施設によっては、裸体検査をするところもあります。
8:00	作業開始	
10:00-10:30	運動	
12:00-12:40	昼食等	家族などとの面会や、改善指導のプログラムの受講等がある場合は、この時間帯に行われます。
14:30-14:40	休憩	
16:40	作業終了 入浴 居室へ移動	終了後、身体検査が行われます。入浴は通常、夏季は週3回、冬季は週2回で、1回15分程度です。入浴実施日には、入浴時間帯によって作業時間が短縮されます。
17:00	点検 夕食	
18:00-21:00	余暇時間	就寝することもできますし、自習やテレビ・ラジオの視聴（チャンネルは、受刑者が選べる場合と、施設が決めている場合があります）、読書、家族に手紙を書くなどすることもできます。
21:00	就寝	

参考：日本の刑事施設（法務省矯正局）<http://www.moj.go.jp/content/001323824.pdf>

受刑者の声

受刑生活で苦勞したと思うことは？

(全体 17,204 人・3 つまで選択)

受刑者同士の関係	77.1%
自由がない・好きなことができない	35.9%
職員との関係	23.3%

受刑生活で得られたものは？

(全体 17,204 人・3 つまで選択)

自分の問題を見つめ直せた	65.0%
二度と犯罪をしない決意ができた	45.9%
家族のありがたさが分かった	36.2%

出典：受刑者アンケート（法務省、令和元年度）<http://www.moj.go.jp/content/001345628.pdf>

「刑務所」に収容されているのは、どのような人たちでしょう？

また、どのくらいの期間収容されているのでしょうか。そして、出所後の生活は…？

クイズを通して、刑事司法の実際を知ります。

ねらい

- 刑事司法の流れと実際を知る。
- すべての人が元受刑者と共に社会生活を送る可能性があることを知る。
- 出所後の元受刑者の生活について考えるきっかけとする。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- クイズシート (P16/グループ数分)
- 筆記用具

所要時間

- 40分

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> • ファシリテーターは「今日はこれから刑務所についてのクイズをやります」と、全体に伝える。 • 約束の確認をする。ワーク1 (P6) と同様にすすめる。 	約束シート (P2-3)
グループワーク (10分)	<ul style="list-style-type: none"> • クイズシートをグループに1枚配布する。 • グループで話し合いながら、答えを予想する。できれば、その理由も考える。 ※クイズの数は対象者に合わせて調整してください。 	クイズシート
答え合わせ・解説 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> • クイズの答え合わせをする。それぞれの回答について、なぜそのように思ったかを確認する。解説を用いて説明する。 	解説
ふりかえり (10分)	<ul style="list-style-type: none"> • グループで、気づいたことや知ったこと、もっと知りたいことを共有する。 	

Q1 ここ15年間で、警察が犯罪の発生を認知した事件の数（認知件数）は増えている？減っている？

A. 増えている B. 減っている C. 変わっていない

そう思う理由：

Q2 裁判で有罪となった人のうち、いわゆる「刑務所」に収容されるのは何%くらい？

A. 100%（全員） B. 80% C. 40% D. 10%以下

そう思う理由：

Q3 入所受刑者のうち3年以内に刑期を終えて、社会に復帰してくる人は何%くらい？

A. 80% B. 60% C. 40% D. 10%以下

そう思う理由：

Q4 ここ20年間で犯罪認知件数に占める、少年事件の割合は [①] し、高齢者（65歳以上）による事件の割合は [②] しています。①と②の組み合わせで正しいものは？

A. ①増加 ②増加 B. ①増加 ②減少 C. ①減少 ②減少 D. ①減少 ②増加

そう思う理由：

Q5 出所後に再び犯罪をおかして刑務所に入所する「再入者」の割合は何%くらい？

A. 60%（半数以上が再入者） B. 40% C. 20% D. 10%（再入者はほとんどいない）

そう思う理由：

Q6 懲役受刑者は、平日一日8時間を超えない範囲で、刑務作業を行うものとされています。作業報奨金は月平均でいくらくらいでしょう？

A. 20,000円 B. 8,000円 C. 4,000円 D. 0円（なし）

そう思う理由：

クイズのこたえ

- Q1 B. 減っている
- Q2 D. 10%以下 (約7%)
- Q3 A. 80% (男性受刑者の80.4%、女性受刑者の87.8%が、刑期3年以下)
- Q4 D. 少年事件の割合は減少し、高齢者による事件の割合は増加している。
- Q5 A. 60% (2019年は58.3%)
- Q6 C. 4,000円 (2019年度は4,260円)



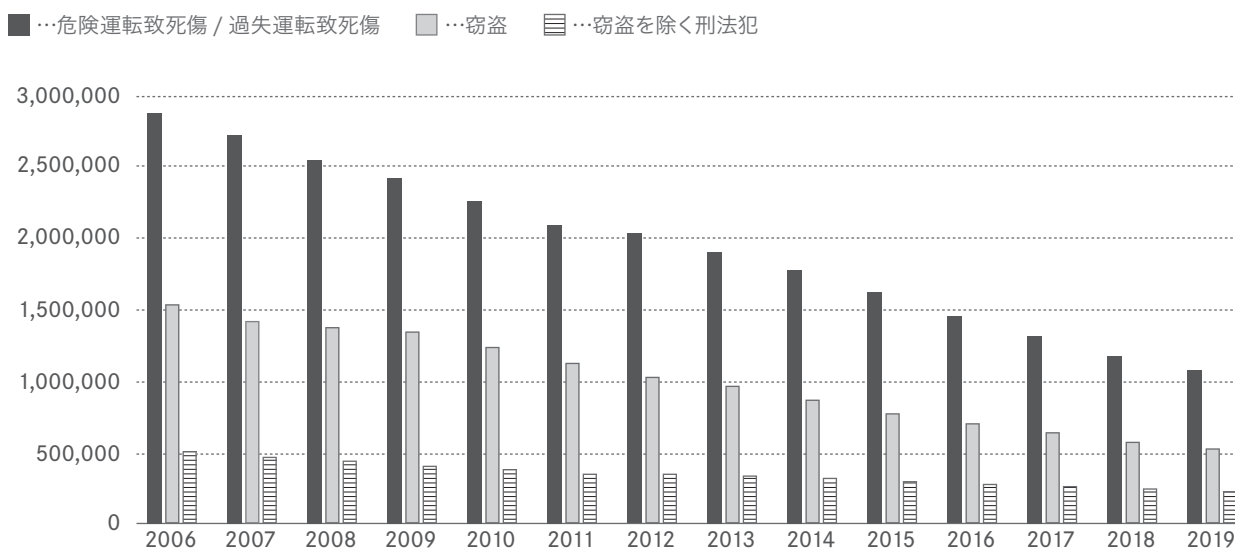
Q1. こたえ「犯罪の認知件数は減っている」

刑法犯の認知件数の減少（2003年に減少に転じて以降、17年連続で減少しており、2015年以降2019年までは戦後最少を毎年更新）に伴い、入所受刑者の人員も2007年から減少し続け、2019年には1万7,464人（前年比4.4%減）と戦後最少を更新しました。そのため、刑事施設全体の収容定員が8万7,825人のところ、収容人員は4万8,429人と、収容率は55.1%でした*1

一方で、内閣府が実施した「治安に関する世論調査」（平成29年）*2をみると、最近の治安に関する認識は「よくなったと思う」が35.5%、「悪くなったと思う」が60.8%と「体感治安」は悪いという結果が出ています。一般の人々は、犯罪や治安に関する情報をマスコミから得ており、凶悪事件が発生すると、全国のどこで起きた事件でも、大きくかつ詳細に報道されることなどが原因として指摘されています*3

*1 出典：令和2年版 犯罪白書（法務省）<http://www.moj.go.jp/content/001338445.pdf>
 *2 出典：「治安に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chian.pdf>
 *3 日本犯罪学会編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』（現代人文社）95頁参照。

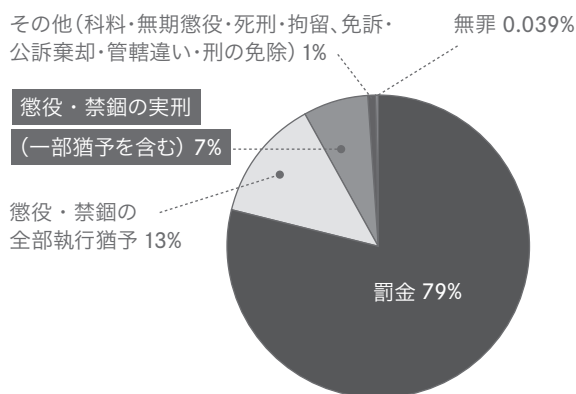
刑法犯の認知件数の推移 「令和2年版犯罪白書」内「1-1-1-1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移」を基に作成



Q2. こたえ「裁判で有罪となった人のうち、いわゆる『刑務所』に収容されるのは10%以下」

2019年は、裁判で有罪が確定した人のうち、懲役・禁錮の実刑（実際に刑の執行を受ける）となった人は、約7%でした。人口比でみると、新たに刑務所に収容された人は人口10万人あたり13.8人です。

「有罪=刑務所」というイメージを持つ人もいるかもしれませんが、実際は、罰金刑を受ける人や、懲役・禁錮であっても刑の全部の執行を猶予される人が多く、刑務所に収容される人はごく一部です。



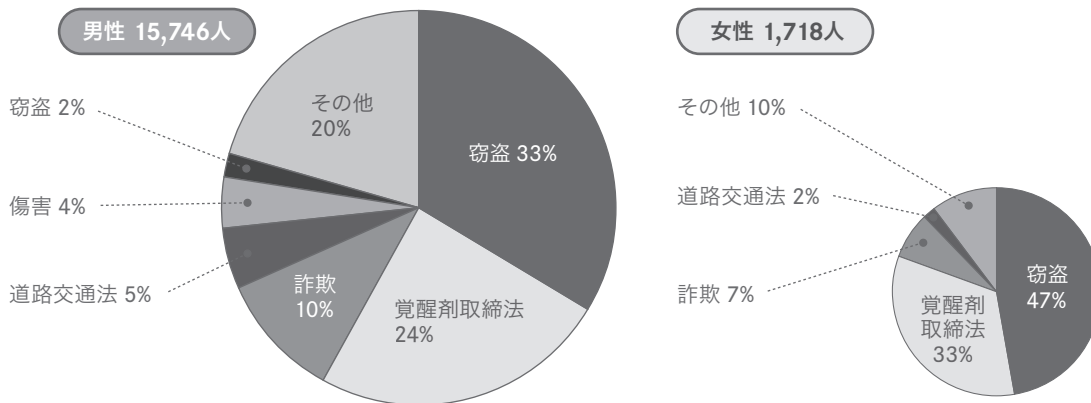


Q3. こたえ「入所受刑者のうち3年以内に刑期を終えて、社会に復帰してくる人は80%以上」

入所受刑者のうち刑期が3年以内の人は、2019年は男性では80.4%、女性では87.8%でした。受刑者の半数以上が2年以下で出所します。

入所受刑者を罪名別にみると、男女ともに圧倒的に多いのは窃盗と覚醒剤取締法違反です。強盗、殺人などの凶悪犯罪の割合は全体からみると非常に低く、5年を超える刑を受ける人は少数派です。

入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



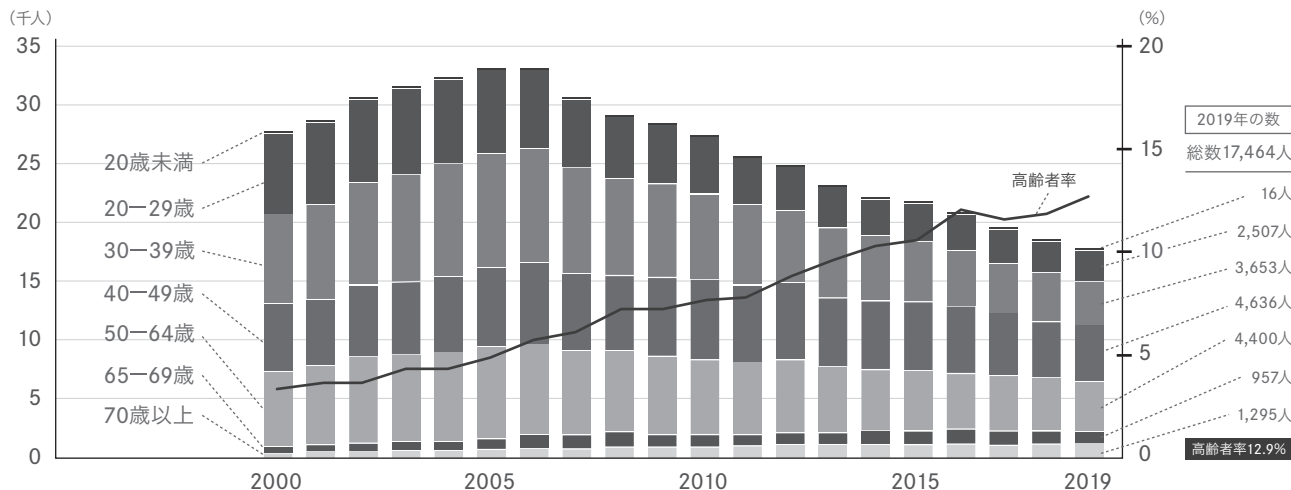
Q4. こたえ「少年事件の割合は減少し、高齢者による事件の割合は増加している」

ここ20年間で、犯罪認知件数に占める少年事件の割合は減少し、高齢者（65歳以上）による事件の割合は増加しています。

65歳以上の高齢入所受刑者の人員は増加傾向にあり、2019年は2,252人、2000年と比べると約2.5倍に増加しています。特に、70歳以上の入所受刑者人員が増加し、2000年と比べて約4.8倍に増加しました。女性の高齢入所受刑者の人員も同様に増加傾向にあり、2019年は330人で、2000年と比べると約5.3倍に増加しています。

高齢者の刑法犯検挙人員を罪名別にみると、全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の割合が高く、窃盗のなかでも万引きが多いことがわかります。特に、女性高齢者では、約9割が窃盗で、そのうち万引きの割合が8割を超えています。高齢者犯罪の増加の背景には、社会のセーフティネットが弱く、貧困に陥りやすいことがあるとも指摘されています。近年では、刑事司法と社会福祉の連携の必要性が強調されるようになりましたが、高齢者の生活困窮や社会的孤立など、ひとりひとりのニーズに合った支援を提供していくことが課題です。

入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移（平成元年～令和元年）

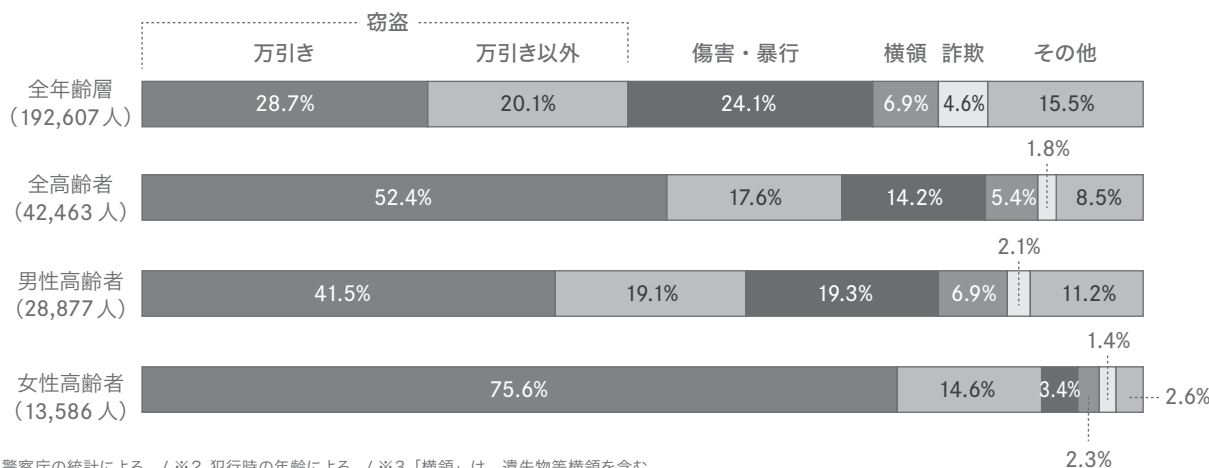


※1 矯正統計年報による。

※2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても判決時に19歳であった者を20歳未満に計上している。

※3 「高齢者率」は、入所受刑者総数及び女性の入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比 (男女別) (令和元年)



※1 警察庁の統計による。/ ※2 犯行時の年齢による。/ ※3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

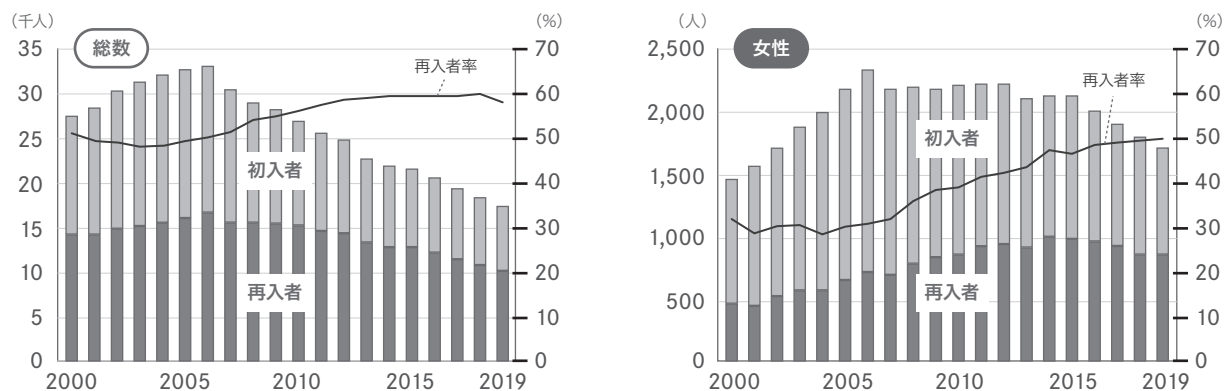
Q5. こたえ「出所後に再び犯罪をおかして刑務所に入所する『再入者』の割合は約60%」

出所後に再び犯罪をおかして刑務所に入所する「再入者」の割合は、2019年には58.3%でした。2018年よりは下がりましたが、まだ高い割合を占めています。

近年は、再犯をいかに防止するかが大きな課題となっています。そのためには、刑務所内での改善指導なども重要ですが、出所後の生活が安定することが、とても大切です。刑事施設では、法務省と厚生労働省が連携して、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を行っています。また全国8か所に「矯正就労支援情報センター室」(通称「コレワーク」)が設置され、雇用情報提供サービスなどを通じた広域的な就労支援等への取り組みも開始されています。

たしかに、出所後の仕事や住まいなどの生活の基盤は不可欠なものです。それだけでは十分ではありません。再び刑務所に戻らないためには、社会の中に人とのつながりをつくり「居場所」をつくること、困ったときには相談し、頼ることができる人や場所があることが必要なのです。

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移 (総数・女性別) (平成12年～令和元年)



Q5. こたえ「作業報奨金は月平均で約4,000円」

受刑者が行う刑務作業に対する報奨金は、2019年は月平均で4,260円でした。刑期が1年間とした場合、一切使用しなければ、およそ5万円程度が手元に残るくらいの金額です。作業(職業訓練も作業の一種です)を行えば、報奨金は必ず支給されなければなりません。一般社会での労働とは違い、作業に対する対価ではありません。作業報奨金の支給には、釈放後の当面の生活資金を確保する、社会復帰に役立てるという意味もあるため、受刑中の作業報奨金の使用には制約があります。自費での物品購入などにあてる例が多いと思われるが、なかには事件の被害者への弁償にあてる人もいます。作業報奨金については様々な意見があります。あなたはどのように思いますか?

罪を犯したのだし、刑務所で3食出るのだから、働いて当然。報奨金は払わなくてもいいのでは?

その金額では出所後に家を借りることもできない。再犯を防ぐためにも金額は上げた方がいい。

ワーク 4

エピソードで知る受刑者のこと

受刑者となった人たちは、どのような人生を歩んできたのでしょうか？

3人の受刑経験者のエピソードを読み、受刑の背景にあるもの、そして、出所後の社会の中での居場所や暮らしについて考えます。

ねらい

- 具体的な一人ひとりのエピソードを読み、犯罪に至る背景について考える。
- 犯罪は個人の責任だけではなく社会の課題があることを知る。
- 受刑者が必要としている支援を考えると共に、刑務所と社会の役割を考える。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- エピソード・解説 (P21～23、A・B・Cさんの3種類を1人1枚ずつ)
- ワークシート (P24、1人1枚ずつ)
- 筆記用具

所要時間

- 55分～

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> • ファシリテーターは「今日はこれから受刑者の方のエピソードを読みます」と、全体に伝える。 • 約束の確認をする。ワーク1 (P6) と同様にすすめる。 	約束シート (P2-3)
個人作業 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> • 1人に1枚、エピソードとワークシートを配る。全員で同じ人のエピソードを読んでも良いし、3人のエピソードを読んでも良い。3人のエピソードを読む場合は、グループのメンバーが同じ人のエピソードを読むようにする。 • ワークシートに記入する。 	エピソード ワークシート
グループワーク (15分)	<ul style="list-style-type: none"> • グループで、ワークシートに記入したことを共有する。合意しなくてもよいので、様々な意見が出るようにする。 	
全体共有 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> • グループで話し合ったこと、疑問などを全体に発表する。 • ファシリテーターは、解説 (P25) を用い、必要に応じて解説する。 	解説
ふりかえり (10分～)	<ul style="list-style-type: none"> • グループで、気づいたことや知ったこと、もっと知りたいことを共有する。 	



Aさん
(20代・女性)

家に居場所がなかった

生まれてすぐ、両親は離婚し、母親は再婚したので、おばあちゃんと住んでいました。6歳で、母親に引き取られたけど、母親と再婚相手との間に弟が生まれていて、家には私の居場所はありませんでした。中学生になると家に帰りたくなくて、深夜まで出歩くようになりました。高校は3か月でやめました。家にはいられないので、最初は女友達の家を泊まり歩いてたけど、そのうち、居づらくなり、SNSで泊まる場所を求め、知り合った男性の家を渡り歩くようになりました。

すすめられるままに

こうして出会った男性の一人と一緒に住むことになりました。お金も稼がないといけないので、男性の紹介でアルバイトも始めたけど、仕事のストレスがたまるようになりました。

このころ、ストレス軽減になると言って、同居している男性から、大麻を勧められました。最初は、興味本位だったけど、次第にやめられなくなってしまいました。20歳の時に、男性が逮捕され、それがきっかけ

で、私も大麻取締法違反(所持)で逮捕、起訴されました。

この時は、懲役1年、執行猶予3年の判決、つまり、刑務所行きは逃れられました。弁護士は裁判で母親に証言をしてもらおうと連絡を取ろうとしましたが、母親は拒絶したそうです。別に今更何とも思わなかったけど。

帰る場所がなくて

裁判では、「男性との関係を断つ」と言ったけど、ほかに帰る場所がないんですよ。結局、元のさやにもどるしかなく、同じ生活が始まるとやっぱり、誘惑には勝てなくて。男性ともども執行猶予期間中に大麻取締法違反で2度目の逮捕・起訴となって、こんどは懲役1年半の実刑判決。前に執行を猶予されていた1年の刑とあわせて刑務所に行くことになりました。

本当に自分が情けないと思います。刑務所の中では薬物をやめられる活動もあるらしく、そこで本当に大麻をやめたいと思います。また、刑務所内で勉強し、高卒資格を取った人もいると聞いて、できれば自分もそうしたいと思っています。

用語解説

【刑の全部の執行猶予】

刑を言い渡す際、情状によって、一定の期間、刑の全部の執行を猶予し、猶予期間を無事に経過したときには、刑の言い渡しの効力が失われる制度。2013年の法改正によって、新たに「刑の一部の執行猶予」制度が導入されたことから、従来の執行猶予は、「刑の全部の執行猶予」と呼ばれるようになりました。

刑罰の内容については用語解説(P4)も参照してください。

【大麻】

薬物犯罪の検挙者を罪名別でみると、2000年当時92.5%が覚醒剤取締法違反でしたが、2019年にはその割合が63%にまで低下し、代わって大麻取締法違反が33%にまで増加しています。大麻取締法違反の検挙者の中では若年者の占める割合が増加しており、2019年は全体の約56%が20歳代以下でした。

大麻の摂取は、多幸感、時間感覚のゆがみ等を引き起こすほか、短期記憶障害等の認知機能障害、協調運動障害、不安、パニック、妄想、頻脈、結膜充血等を引き起こし、慢性的使用により悪心・おう吐等の特徴とするカンナビノイド悪阻症候群を引き起こし、また、統合失調症等の精神疾患を悪化させることもあるとされます。精神的依存性があるほか、使用を繰り返すことにより耐性が形成され、離脱により易怒性、不安、抑うつ気分、不眠、食欲低下等が生じるとされています(「令和2年版犯罪白書」より)。

近年は、「薬物依存は病気である」という認識のもと、刑事司法機関による指導だけでなく、地域の医療・保健・福祉機関、民間団体等が連携して、薬物依存からの回復を支援する取り組みが進められています。

【矯正処遇】

受刑者には、作業・教科指導・改善指導といった矯正処遇が実施され、矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならないとされています。

・改善指導

このうち、改善指導には、一般改善指導及び特別改善指導があります。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法によって、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行われます。また、高齢又は障がいのある受刑者のうち、福祉の支援を必要とする人や、受講することが改善更生及び円滑な社会復帰に役立つと見込まれる人を対象に、比較的早期の段階から、出所後の円滑な社会生活を見据えた指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導の標準プログラム」が策定され、全国的に展開されています。

特別改善指導は、一定の事情を抱えているために改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、そうした事情の改善に役立つよう特に配慮して行われるものです。現在、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導の6類型があります。

・教科指導

社会生活の基礎となる学力がないことで改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導(補習教科指導)

を行うこととなっています。そのほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に役立つと認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導(特別教科指導)を行うことができます。

法務省と文部科学省とが連携し、刑事施設内において高等学校卒業程度認定試験を実施し、指定された4つの刑事施設において、受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施しています。

松本少年刑務所には、全国で唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭や職員等が指導を行っています。盛岡少年刑務所と松本少年刑務所では、近隣の高等学校による協力を受け、高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取り組みを実施しています。

【NPO法人日本ダルク】

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、シンナー等の有機溶剤、市販薬、その他の薬物依存症からの回復を目指す民間の施設で、ミーティングを中心としたプログラムを行います。ダルクの施設は全国にあります。各地の刑務所で行われる薬物依存離脱指導に、ダルクのスタッフが携わっている例も数多くあります。

【ナルコティクス アノニマス(NA)日本】

NAは1940年代にアメリカで始まった運動で、薬物依存からの回復を目指す薬物依存者(ドラッグアディクト)の、国際的かつ地域に根ざした集まりです。NAのスタッフも刑務所での薬物依存離脱指導に関わっています。



Bさん
(60代・男性)

突然の怪我で

30代からとび職として建設現場で働いてきました。若い時は、真っ黒になって結構稼いで、やんちゃなこともしました。けんかの相手にケガさせてしまって、罰金刑をくらったこともあり。結婚もして子どもいたんだけど、あんまり家族を大切にできなかったからかな。嫁は子どもと一緒に出て行ってしまいました。もう20年くらい会っていないな。

60歳を過ぎてから、現場の資材が落下して右手を怪我してしまい、働けなくなってしまいました。会社は責任なんて取ってくれません。それどころか、労災なんか申請したら現場の作業が止まって大損害だから黙っておけて。しかも、前のように働けないとわかると、すぐ解雇です。会社の寮からも、追い出されてしまいました。

生きていくために

仕事も住む場所も失い、途方にくれましたね。以前の仲間から紹介されて、自分でできる日雇いバイトをしながら簡易宿泊所で生活を始めました。でも、高齢だから仕事も少ないし、多少はあった貯えも、すぐなくなってしまって。生活保護っていう制度は聞いたことはあった

けど、なんだか手続は難しそうだし、自分が対象になるのかも分からないし、できれば受けたくないなと思ってました。結局、食べていくのに困り、人目を盗んでスーパーの総菜を万引きするようになりました。

いつか、ばれるとは思っていたのですが、ある日、警戒中の警備員に万引き現場を見とがめられ、走って逃げました。追いかけてきた警備員が腕をつかんできたので、必死で振り払ったところ、警備員が転倒してしまっただけです。驚いて振り返ったところ、駆け付けた別の警備員に取り押さえられました。

これからの生活が不安

あとから聞いたんですが、転倒した被害者の警備員も自分と同じ60代で…、打ち所が悪く足を骨折してしまいました。事後強盗致傷罪で起訴されましたが、金がないので、被害弁償もできないまま、懲役2年の実刑になってしまったんです。

被害者には申し訳ないし、もちろん、罪は償わなっちゃいけないと思っています。でも、この先、刑務所を出ても、どうやって生活していけばよいか、仕事も帰る場所も身寄りもないし、不安しかありません。

用語解説

【高齢者の犯罪】

刑法犯検挙人員において65歳以上の高齢者が占める割合は年々増加し、2019年には22%でした(女性に限ると33.7%)。罪名別にみると、全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の割合が高く、窃盗の中でも万引きの割合が高いのが特徴です(52.4%。全年齢層では28.7%)。特に、女性高齢者に限ってみると、全検挙人員の実に75.6%が万引きとなっています(「令和2年版犯罪白書」より)(☞P18-19参照)。

かのような社会的風潮や、ときには福祉が、本人に対する「支援」というより「管理」のようになってしまうこともあるという指摘もあります。困っている人が必要な援助を受けられるシステムをつくっていくことも、重要な課題です。

【福祉的支援の課題】

刑務所などの入所者の中には、高齢者・障がい者をはじめ、生きづらさを抱え、福祉サービスを受けるニーズの高い人が多くいます。にもかかわらず、刑事手続に巻き込まれるまで、必要とする福祉の支援を受けてこなかった、あるいは受けられなかった高齢者・障がい者や、帰る先を確保できないまま施設を出所する高齢者・障がい者が数多く存在していることが指摘されています。このような人々を福祉につなげるため、2009年から、厚生労働省により、保護観察所と協働する「地域生活定着支援センター」が全都道府県に設立されました。もっとも、せっかく制度があっても、支援を希望しない人や、支援の希望を取り下げしてしまう人もいます。

本当に支援が必要な人に支援が行き届かなかったり、あるいはみずから支援を遠ざけてしまったりする背景のひとつには、福祉のあり方もあると言われます。たとえば、福祉サービスを受けるには、支援を必要とする人が、まず行政に対して申請をしなければなりません。支援制度の存在自体を知らない場合や、知っていても、自分がそのサービスに該当することがわからない場合には、申請はできません。また、福祉サービスを受けることが恥ずかしいことである



写真に写っている受刑者は、エピソードとの関わりはありません。



Cさん
(40代・男性)

犯罪の背景

高校卒業して、トラックの運転手や建設業など職を転々としたよ…。世話してくれる先輩や仲間がいた時もあったけど、自分は人間関係が苦手で、同じ職場に長くいられなくて。

実は、1か月前に、仮釈放になって出所してきたばかり。刑務所は今回が3回目、全部窃盗です。結婚歴はありません。両親はもう死んでしまって、兄弟はいるけど、3回目ともなると、もう愛想をつかさげちゃって。帰る場所がなくて、今回、はじめて更生保護施設に受け入れてもらうことになった。

現実から逃げていた

三度の服役の原因となった事件は、どれも酒を飲んだうでの窃盗。出所後、せっかく仕事についても職場になじめないし、相談できる相手もない。それで、酒を大量に飲んで、つまらない物を盗んでしまっていたんだよね。あとで、なんであんなもの盗っちゃったのかな、と思うんだけど。酒を断とうと何度も思ったけど、酒を飲むとみんな忘れられるから、やっぱり、なかなかやめられなくて。振り返ると、現

実から逃げていたんだと思う。

今からでも自立していきたい

今は更生保護施設で生活しながらハローワークに通って、就労先を探している。職に就いても、また飲酒して事件を起こしてしまわないかが心配。施設の職員さんが保護司もしていて、その人と面接するなかで、施設の近くにアルコール依存症の人たちの自助グループがあることを知った。

いまは、就職活動のかたわら、その会に通い始めたところ。同じ経験がある人と話すのは、ほっとする。更生保護施設にいる間になんとか仕事をみつけて自立し、アルコールも断っていきたい。

用語解説

【保護観察】

保護観察は、保護観察官と保護司が連携し、犯罪をした人や非行のある少年が、一定の期間、決められた約束事(遵守事項)を守って社会内で生活を送るよう指導監督すると同時に、必要な補導援助を行い、こうした人たちの改善更生を図ろうとするものです。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者などが対象となります。

【保護司】

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間人です。非常勤の国家公務員という身分ですが、給与はなく、ボランティアです。保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院からの出所後の生活に備えて、環境を整えたり相談に乗ったりします。

【更生保護施設】

犯罪や非行をした人たちが更生のために保護を必要とする場合に、宿泊場所や食事を提供しつつ、自立した生活を送れるように就職の援助や生活指導などを行う施設です。2020年8月1日現在、全国に103の更生保護施設(収容定員の総計は2,400人)があり、全て民間の非営利法人によって運営されています。酒害・薬害教育プログラムや社会生活技能訓練(SST)などを提供する施設、さらには、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を精神医療に関する専門的資格を持ったスタッフが行う施設もあります。

もっとも、刑期を終えて刑務所を満期出所した人が更生保護施設に在所できる期間は、原則として6か月まで、特に必要がある場合も1年までと限られています。それ以外の理由で入所

した人も含め、2019年度に更生保護施設を退所した人の平均在所日数は、79.7日でした(「令和2年版犯罪白書」より)。

【AA(アルコールリクス・アノニマス)】

アルコールを完全に断ち、アルコール依存症からの回復を目指す人々が参加する団体で、メンバーは、匿名(アノニマス)でミーティングに参加します。世界の180以上の国と地域に10万以上のグループが存在し、メンバー数は200万人

以上、日本にも600以上のグループがあるといわれています。

【断酒会】

お酒に悩む人達による自助組織として1958年に誕生しました。アルコールへの依存に悩む本人や家族が、酒害体験を率直に語り、聴く「断酒例会」が活動の基本です。1963年には、全日本断酒連盟という全国ネットワークができています。



写真に写っている受刑者は、エピソードとの関わりはありません。

エピソードを読んで考えよう

わたしが読んだのは、さんのエピソードです。

1. あなたが一番印象に残ったことは何ですか？

--	--

2. その方の人生では、どんな困難があったと思いますか？

--	--

3. その方にどんな支援やきっかけがあると再犯を防ぐことができると思いますか？

--	--

4. 疑問に思ったこと、もっと知りたいことは何ですか？

--	--



犯罪の背景にある貧困やセーフティネットの不足による問題

3人のエピソードからは、貧困や不安定な雇用、孤独や居場所の欠如、ストレスや何かに依存せざるを得ない状況などの共通点が浮かびます。貧困は一つの原因ですが、貧困状態にある人がすべて罪を犯すわけではありません。公的支援がない、頼れる人がない、十分な情報を知らない、社会のつながりや何かをやり直す機会が不足していることも原因でしょう。

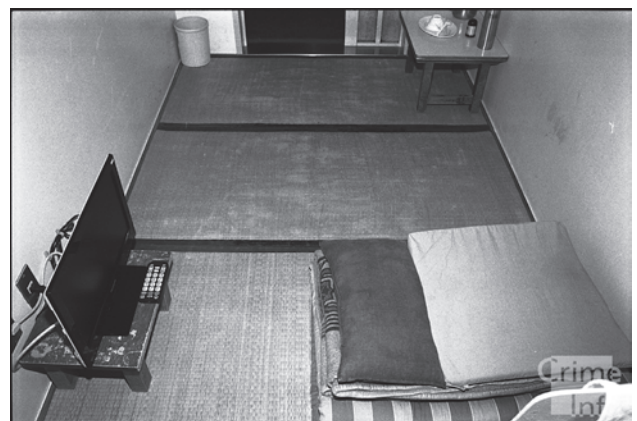
それぞれが抱えている困難に目を向けること、さらには、社会に復帰した際に何を不安に思い、何が必要なのか、考えることで、社会の課題が見えてきます。犯罪を起こす可能性は誰にも起こり得ます。そしてそのリスクを軽減するのは社会の役割です。

犯罪被害者に対する支援

薬物の自己使用のように、直接的な被害者がいない事件もありますが、多くの刑事事件には被害者がいます。犯罪によって財産を奪われたり、心身を傷つけられたりして苦しみ、また、刑事手続への対応がわからなくて困るばかりでなく、場合によっては、住む場所や勤め先・学校を変えたり、やめたりしなければならないこともあります。Bさんの事件の被害者は高齢でしたから、元の警備員の仕事には、戻れなかったかもしれません。犯罪の影響は、直接的な被害にはとどまらないのです。

各都道府県には、「犯罪被害者等早期援助団体」があり、犯罪被害等に関する相談への対応や、被害者への援助などの活動を行っています。性犯罪・性暴力被害については、相談窓口として「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が各都道府県に設置され、被害直後からの支援を行っています。また、一定の重大な事件を対象に、被害者やその遺族が、刑事裁判の手続に参加できる制度もあります。

2005年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、政府が策定する基本計画にしたがって、国・地方公共団体が具体的な施策を実施する責務を負うことになりました。それでも、犯罪の被害者・遺族や、その支援を担う人たちからは、まだまだ多くの課題が指摘されています。



話そう!

ワーク

5

学んだことの整理・よりよい社会に向けて

ここまで、刑事施設や受刑者をめぐることについて、いろいろなことを学びました。
これまでの学びをふりかえり、整理しましょう。

ねらい

- これまでの学習をふりかえり、学んだこと、もっと知りたかったことを整理する。
- そのうえで、刑務所や受刑者をめぐる状況がどのようになっていることが社会にとってよりよい状態であるのかを考える。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- 付箋紙(2色)・模造紙(グループ数分)・ワーク1で利用した模造紙(P7)・筆記用具

所要時間

- 50分～

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> •ファシリテーターは「今まで学んだことをふりかえって整理します」と、全体に伝える。 •約束の確認をする。ワーク1(P6)と同様にすすめる。 	約束シート (P2-3)
グループワーク1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •個人で、これまでの学習を通して、改めて「思いつくもの、知っていること、イメージ」を付箋紙にたくさん書き出す。 •グループで、ワーク1で利用した模造紙の周辺に付箋紙を貼り出しながら、学習の前と後で、どのような変化があったのかを見比べる(P7のコラム参照)。 	ワーク1で 利用した模造紙
全体共有1 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •グループに付箋紙(2色)と模造紙を配布する。 •個人でこれまでの学習を通して「気づいたこと・学んだこと」を青色の付箋紙に、「もっと知りたかったこと・疑問」を黄色の付箋紙に、書くことを伝える。 •ブレインストーミングの約束として以下を伝える。また、どんな小さなことでも、書くことで、他の人の学びにもなることを伝える。 「質より量(たくさん書く)」「否定しない」「一枚の付箋紙にひとつのことを書く」 	付箋紙
グループワーク2 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •一人ずつ順番に、付箋紙を読み上げながら、模造紙に貼っていく。最初の人が付箋紙をすべて貼るのではなく、最初の人一枚の付箋紙を説明して貼ったら、次の人がまた一枚の付箋紙を説明して貼っていくと、時間内に全員が平等に話せる。 •出てきた付箋に対し、同じようなものがあれば、その付箋紙の近くに貼っていく。 	模造紙
全体共有2 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •グループでの話し合いの内容を全体に共有する。 	
ふりかえり (5分～)	<ul style="list-style-type: none"> •グループで、気づいたことや知ったこと、もっと知りたいことを共有する。 	

2016年、国や地方公共団体が責任をもって再犯防止等に関する施策を総合的・計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が公布されました。

この法律は、その基本理念として、再犯防止等に関する施策が、犯罪をした人たちが社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、その人たちが円滑に社会に復帰できるようにすることを旨として行われることを掲げています。もっとも、この理念を理解し、賛同するだけではなく、その実現に向けて協力をしていくとなると、そう簡単なことではありません。

写真の建物は、ノルウェーの首都・オスロの郊外にある集合住宅です。ごく普通の集合住宅にみえますが、実は、一階部分が開放型の刑務所になっています。ここにいる受刑者たちは、もともと閉鎖型でセキュリティのより厳しい刑務所で暮らしていましたが、面接調査などを経て、この、ノルウェーでも最も開

放的な刑務所に移ってきました。日中は仕事や学校に出かけ、刑務所のスタッフによるカウンセリングなどを重ねながら、社会復帰の準備をします。まさに、罪を犯した人々が社会で孤立することなく円滑に社会復帰できるよう、地域社会の人々が理解し、協力をしている例といえるでしょう。

日本にも、刑事施設から出所した人たちなどを受け入れ、彼らの社会復帰支援のために汗を流している人たちがいますが、限られた一部の人たちの努力だけでは円滑な社会復帰は実現できません。地域社会に暮らす私たち一人ひとりが、理解を深め、協力の輪を広げていくことが大切です。



本教材に掲載された写真は、全てCrimeInfoのウェブサイト内「フォトギャラリー」(<https://www.crimeinfo.jp/gallery/>)で閲覧することができます。また、A2サイズの写真パネルの貸出しも行っています。詳しくはCrimeInfoホームページからお問い合わせください。

ワーク 6

発展：社会の取り組みを知る

発展のワークです。

元受刑者の再犯を防ぐために、

そしてかれらが社会のなかで暮らしていくために、様々な取り組みが行われています。

それらの取り組みやかかわっている人の想いを知り、

多様な人が生きるための社会のあり方について考えます。

ねらい

- 元受刑者のためにどんな活動がされているかを知る。
- 様々な人が生きていくための社会のあり方を考える。

形態

- 4～6人の小グループ

準備するもの

- 記事(次頁より/複数またはどれか1つ):人数分
- 筆記用具

所要時間

- 35分

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> •ファシリテーターは「今まで学んだことをふりかえって整理します」と、全体に伝える。 •約束の確認をする。ワーク1 (P6) と同様にすすめる。 	約束シート (P2-3)
個人作業 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •1人1枚記事を配布する。 •記事を読み、以下の4点について考え、書き出していく。 ①その方はどのような活動をしているのか /②印象に残ったこと /③その方がなぜ、そのような活動をするのか /④どのような社会をつくりたいと思っているのか 	記事
グループワーク (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •グループで話し合いながら共有する。 •新たに気づいたこと、意見があれば書き加える。 	
全体共有 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> •グループで話し合ったことを全体に発表する。 	

1. 受刑者を積極的に雇う企業のネットワークが北海道で広がる (ハーバービジネス・オンライン)
 <https://hbol.jp/216781>

2. 少年院、更生へ地域と交流広がる 対話やワイン造り (日経新聞/セカンドチャンス)
 <https://s.nikkei.com/2T8tsJM>

3. 教諭師 受刑者導く「どんな人生もやり直せる」…京都コングレスで活動紹介 (読売新聞)
 <https://bit.ly/2UJ6oSv>

4. 薬物依存の母親に育てられた万引き少年の半生…貧困の子を支える広島のおっちゃん (プレジデント・オンライン)
 <https://bit.ly/3wDcS2y>

5. 居場所のない少女の相談の場を「若草プロジェクト」代表理事の大谷恭子さん (産経新聞)
 <https://bit.ly/3z0TSwx>

立ち直りを支援する活動や仕組み

1. BBS (Big Brothers and Sisters Movement)

少年少女たちに、兄や姉のような存在として寄り添うボランティア活動です。保護観察を受けている少年少女をはじめ、様々な悩みを抱えている子どもたちと、少し年上の「ともだち」としてふれあうことを通して自立を支援する、「ともだち活動」がよく知られています。ともだち活動は保護観察所や家庭裁判所、児童相談所などの機関から依頼を受け、その指導のもとに行われます。

2. 島根あさひ社会復帰促進センターと地域住民との交流

島根あさひ社会復帰促進センターは、2008年10月、島根県浜田市旭町に開設された刑務所です。「受刑者の改善更生のためにできることはないか」という地域の人々の想いから、受刑者と地域住民との間の文通プログラムが始まり、実施されています。また、センター敷地内の「地域交流エリア」には、ビジターセンター、認定こども園、盲導犬訓練センター、武道場などがあり、地域・社会との交流の場になっています。

3. 就労支援事業者機構

就労支援事業者機構は各都道府県にあり(北海道は4つ)、実際に出所者などを雇用したり(雇用協力事業者/協力雇用主)、会費を払って就労を支援したり、就労支援の広報や啓発を行う活動などを行っています。全国組織として全国就労支援事業者機構があります。

4. 株式会社ヒューマン・コメディ

「人は変わる」と信じることでできる社会の実現」を目的に設立された企業。元受刑者や少年院出院者を積極的に受け入れている企業の求人情報誌『Chance!』を発行し、刑事施設に入所の方にも届けています。

CrimeInfoについて

CrimeInfoは2017年、欧州委員会からの助成を受け、英国・レディング大学とNPO法人監獄人権センターとの共同プロジェクトとして発足しました。2018年には、法務省矯正局と各刑事施設の全面的な協力により、東京工芸大学芸術学部写真学科の学生6名が刑務所・拘置所を写真撮影する企画を実現。その成果としての写真展を、オランダ大使館からの助成も得て日比谷図書文化館、東京工芸大学、弁護士会館(東

京・霞ヶ関)、一橋大学、龍谷大学で開催しました。また同年4月には、ウェブサイト「CrimeInfo」を開設し、以後、プロジェクト母体から独立した活動を開始しました。2019年6月、「特定非営利活動法人 CrimeInfo」を設立。ウェブサイトでは、日本の死刑に関する統計資料、刑事司法の諸問題に取り組んだ論文・エッセイ集、死刑をめぐる映像ドキュメンタリーなどの情報を提供し、刑事司法への市民の理解を高め、市民社会による諸問題への取り組みを促進することを目指して活動しています。

出前授業のご案内

この教材を利用し、CrimeInfoの専門家スタッフ等が講師を務める出前授業も開催しています。予算、対象者の年齢、ファシリテーターの方の理解度に応じて、授業内容のレベルをアレンジすることが可能です。お気軽にご相談ください。



シリーズ教材『知らないからこそ話し合おう! 裁判員裁判・死刑制度』

「諸外国の状況を含めた死刑の現状について知る」、「一般の市民がさまざまな有識者の意見を聞いたうえで議論に取り組む様子を映像で見る」、「裁判員裁判に参加した人たちの心情を知る」といった過程を通して、ワークを体験した皆さんが、「死刑」に対する自分自身の考えを身につけることを目指します。2018年発行

編集・発行元: NPO法人 監獄人権センター、CrimeInfo

協力: NPO法人 開発教育協会 (DEAR)

助成: 株式会社 ラッシュジャパン「LUSHチャリティバンク」/欧州委員会 (EU)

頒価: 無料

頒布形態: PDF (ダウンロード) 版、冊子版 A4版28頁

Crime Info

知らないからこそ話し合おう! 「刑務所」のこと

発行日: 2021年7月1日

編集・発行 特定非営利活動法人 CrimeInfo

<https://crimeinfo.jp>

E-Mail: info@crimeinfo.jp

協力 特定非営利活動法人 開発教育協会 (DEAR)

デザイン HITOTSU DESIGN

助成 株式会社 ラッシュュジャパン

「ラッシュュジャパン チャリティバンク」

領価: 無料

教材等の著作権は、CrimeInfoに帰属します。著作権法上の例外を除いて、教材等の全部または一部を無断で複製したり、転載・引用したりすることはできません。

2021 © CrimeInfo All Rights Reserved. / Printed in JAPAN

